

「証券決済制度改革推進会議」(第3回)議事要旨

- 【開催日時】 平成16年6月30日(水)午前10時~12時05分
- 【場 所】 日本証券業協会 第1会議室
- 【主な議題】
1. 株券不発行法制に関する説明
 2. 当推進会議における検討事項について
(株券不発行制度への移行に係る当推進会議としての取組み)
 3. UNIDROIT における検討状況について
 4. (株)証券保管振替機構における検討状況について
 5. (株)日本国債清算機関における検討状況について
 6. (株)日本証券クリアリング機構における現況について
 7. 「証券決済制度改革の推進に向けて」(報告書)のマイルストーンの修正について
 8. その他
 - (1) 株券不発行法制に関する説明会の開催及びQ & A集
 - (2) 「やさしい証券決済制度改革」の配布
 - (3) 証券決済制度改革推進フォーラムの開催

【議事要旨】

会議の冒頭、交代委員の紹介があり、引き続き議事に入った。

1. 株券不発行法制に関する説明

神田座長から、「株券不発行制度の導入等を内容とする「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」いわゆる株券不発行法が、関係当局をはじめ、皆様方の努力により6月2日、参議院本会議で可決・成立し、同月9日付けで公布された。また、6月17日には、同法律の一部の施行期日を本年10月1日とする政令案のパブリック・コメントも法務省及び金融庁から公表されている。今回の株券不発行法は、市場関係者、特に実務に携わっておられる委員の皆様方にとっては、密接な関係を有するものであり、また、その円滑な推進を図るための今後の対応が、非常に重要になるものと考えられるので、本日は、法案作成に携わられた関係当局の方に、株券不発行法の主だった事項について説明いただきたい。」旨の発言があり、引き続き、金融庁及び法務省の担当官よ

り説明が行われた。

説明概要

(金融庁担当官の発言概要)

- ・ これまでの証券決済制度改革の概観及び振替株式の手續、及び新しい振替制度への移行手續を中心に40分程度をかけて説明が行われた。
- ・ 株券不発行法の仕組みや新制度への移行手續は、いろいろな方々に及ぼす影響が非常に大きいものなので、広報活動には力を入れようと考えており、証券決済制度改革推進センター主催の説明会に、これから講師として全国各地を回る事となっており、また、コンメンタールの執筆や雑誌等に寄稿もしている。しかしながら、実際に顧客の皆さんとフェース・トゥー・フェースで接しておられて、非常に近いところにおられる業者の皆様にご理解をいただいて、広報活動を行っていくことが極めて重要であり、円滑に制度の移行を進められるよう引き続きご協力をいただければと思う。
- ・ その他、株券不発行法制とは直接の関係はないが、電子CPについては、利用がまだ少ないと思われるので活用を推進していただきたい。また、証券決済システム改革は法制度整備だけで終わるものではないと考えている。まさにこれは官民一体の改革であると考えており、法制度整備だけではなく、例えばDVPとか、あるいはSTP化といったことが非常に重要なことだと考えているので、そういった取り組みについて引き続きお願いできればと考えている。

(法務省担当官の発言概要)

- ・ システムの稼働が頂上だとすると、今般の法律の成立は3合目ぐらいなのかなという感じがする。既に保振において、システム開発のプロジェクトチームを作って作業をしておられると聞いているが、システム開発が最も大事な作業であり、それをまた政省令に反映しなければならない。また、証券決済

制度改革推進会議の下に「株券不発行制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループ」が作られ、メンバー構成も各界から代表が出られて検討されるということで非常によいと思う。新法施行に向けた政省令の整備は、システム構築と密接な関係がある部分が多いので、システム開発の作業を早目に進めていただきたい。

- ・ 法律の施行は5年が最大限度となっているが、社債に比べ株式ははるかに複雑であり、システム開発に時間がかかるとされる。株式の振替システムは、単に振替機関と口座管理機関だけでなく、名義書換代理人、あるいは発行会社にもつながったシステムにしていただかなければいけないし、できるだけ少ない費用で効率的であり、発行会社にとっても便利なものであることが必要であると思うので、そうなるように検討をしていただきたい。
- ・ 会社法制の現代化の作業が進んでおり、来年の通常国会での成立を目指している。この現代化に伴い、社振法の規定もかなり変わる部分が出てくるとしている。具体的には、組織再編の柔軟化、つまり合併の対価等の柔軟化が挙げられる。例えば、親会社株式を新株として発行するようなものも出てくるので、振替制度においても、それに対応した記録手続の規定を設けなければいけない。したがって、システム開発をしていただく際は、今回の改正条文を前提とするだけでなく、現代化の動きも視野に入れながら検討を進めていただく必要がある。

主な意見

- ・ 振替制度では、質権設定者の情報は、質権者の口座の質権欄に記載されることだが、社債等の取扱いと異なるのか。

株式を担保に入れる時の記録の仕方について、保振制度では、質権設定者、すなわち株主が開設している参加者の口座の中に質権口座を作ることから、質権設定の場合は、その株主が開設している参加者ごと、例えば甲証券会社の何々支店に開設している口座に入っている株式を質に入れる

ときは、その支店に質権口座を作って質権設定しなければならないという制約があった。新振替制度では、例えば、甲証券会社のA支店に入っていた株式を乙証券会社に口座を持つ質権者に質入れする場合、乙証券会社にある質権者側の口座に質権が設定されて、そこに質権設定者である株主名も記載されるので、質権設定者は乙証券会社に新しく口座を開設する必要がなくなる。そうした制約を取り払ったというのが今回の改正の中身である。なお、社債では既に同様の規定が整備されているが、共益権に関する総株主通知の制度がないので、質権欄に質権設定者の記載は不要となっている。

- ・ 今後この法律の解説やQ & Aを作成する際に、例えば海外のグローバル・カストディアンであるとか、海外の投資家に対して説明をするために英語で資料を作成する予定はあるか。

ご指摘の点はグローバルな観点から非常に重要と考えられる。日本語での解説による説明会が行われると思うので、それを翻訳するというだけでも意味があると思うし、法制度である以上、基本的な規定などの英訳というものは本来考えるべき課題だと思う。しかし、それについてはまた相談させていただきたい。

2. 推進会議における検討事項について

(株券不発行制度への移行に係る当推進会議としての取組み)

今後、実務界としては、新制度への円滑な移行に向けての具体的・積極的な取り組みを進めていく必要があり、こうした取り組みを通じて、市場関係者から一般投資者層まで、広く国民的な理解につなげる必要があることから、当推進会議の下に、新制度移行に係るマイルストーンの共有化、及び制度移行に向けた周知・啓蒙を基本的な取り組みテーマとして、株券不発行制度への円滑な移行に係る検討を行うためのワーキング・グループ(「株券不発行制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループ」)を設置することとなった(同ワーキング・グループの設置要綱・メンバーについては、別紙参照)。

3. UNIDROITにおける検討状況について

神田座長より、最近のUNIDROITにおける検討状況について報告が行われた。

○ 報告概要

これまでに報告したハーグの国際私法会議が2年前にまとめた条約について、その公式のエクスプラネタリー・リポートと呼ばれている注釈書が出来上がり、各国へ送付されたようである。これを受け、各国のコメントを9月ぐらいまでに寄せることになり、エクスプラネタリー・リポートが確定するということになる。このため、日本でも法務省の法制審議会において批准を念頭に置いた議論を行うことが予定されるという状況にある。

次に、このUNIDROITについてだが、こちらは実質法である。日本で言えば、新しい振替法等に当たるものである。こういったものの各国統一を目指すものであるが、条約まで念頭にあるかはっきりしておらず、まだ正式の政府間協議にはかかっていないため、非公式の専門家会合を開いている段階にすぎない。

しかし、本年4月に電話会議を繰り返し、一応名称は条約草案と呼べるものを作り、それをベースに5月4日にフランクフルト、5月11日にニューヨークにおいて、それぞれ実務界に案を提示して意見交換を行ったと聞いている。

また、条約草案という形を採っているが、いわゆる条約とは全く異なり、そもそも正式の政府間協議にかかっているものではないので、そういう意味では文言にこだわる読み方をしていただく必要は全くない。むしろどういう項目を取り上げて、どんな方向について規定しているかというようなことについて、実務の立場から指摘・質問がいただければありがたい。

また、頭の体操として今回提示されている案が仮に条約なり、モデル法なり、何らかのガイドラインなどが作られたら日本は困るかということについて言うと、この新しい社債・株式等振替法の下ではほとんど困ることはない。ほとんど言うのは1、2あるのだが、それはまた機会があれば話させていただきたい。

4. (株)証券保管振替機構における検討状況について

(株)証券保管振替機構の下で、かねてより各種の検討が進められているので、現在の進捗状況等について同社担当者から報告が行われた。

報告概要

(一般振替DVP)

- ・ 昨年6月に一般振替DVP決済の運営主体「(株)ほふりクリアリング」を設立し、本年4月には内閣総理大臣より有価証券債務引受業の免許を取得した。5月6日から一般振替DVPのシステムが稼働し、5月17日から一般振替DVP決済サービスを提供している。現在のDVP参加者は62社、決済銀行は5行である。
- ・ 一般振替DVPの状況については、DVP振替件数は、日々6万件から8万件、数量は約8億株となっている。DVP決済比率は、件数ベースで約60%、数量ベースで約40%となっている。また、資金決済金額は1日当たり約1兆円。ネットィング後に日銀ネットを通じて実際に授受される資金は、その15%弱となっている。
- ・ (株)日本証券クリアリング機構のネットデビット計算頻度増加措置も効果を発揮し、取引所DVPとの連携がうまくいっており、証券の回りが早くなり、証券振替の99%は午前中に終了している。
- ・ 決済制度改革は、インフラ側が制度・システムを作れば上手くいくというものではなく、利用各社のシステム開発や事務処理体制などが同時に整ってはじめて、DVP、STPを実現できる。一般振替DVPという大きな改革がこれほどスムーズに行っているのは、すべての参加者、決済銀行の担当者の努力の賜物であり、この場をお借りして感謝申し上げます。

(決済照合システム)

- ・ 国債の決済照合システムについては、平成 17 年 2 月に稼働を予定しており、(株)日本国債清算機関の業務開始後は、照合の利用者が同社における債務引受・清算を希望される分については、照合済データが同社のシステムに連動し、同社における債務引受の認定や清算の結果等を決済照合システムのネットワークを通じて利用者に配信することとなる。
- ・ 一般債、短期社債については、本年 5 月末に「システム接続仕様書」を公表した。現在は、システム開発中の段階であるが、今後、平成 18 年 1 月より照合機能を提供、一般債・短期社債振替システムに連動する予定である。

(ペーパーレス化)

(1) CPについて

- ・ 電子CPについては、本年 4 月からは、外国法人の発行する、いわゆるサムライ電子CPの取扱いも開始している。6月29日現在、制度に同意いただいている発行者は52社で、制度開始当初に比べ倍増しており、発行残高は355銘柄、1兆7,187億42百万円。これは手形CPも含めたコマーシャル・ペーパー全体の1割強となっている。
- ・ 手形CPに係る印紙税特別措置の期限が今年度末までとなっているので、下半期以降、電子CPの利用が拡大するものと見込んでいる。
- ・ 平成 18 年 1 月にはCPU接続に対応する機能等を拡充した新システムが稼働する予定である(一般債の振替システムと一体開発)。

(2) 一般債について

- ・ 現在はシステム開発を進めている段階で、来年 8 月から、利用者の方々とのシステム接続テストを予定している。
- ・ 併せて、既発一般債(残高ベースで200兆円超)の振替債への円滑な移行につき、関係各位と具体的処理手順を詰めているところである。
- ・ 平成18年 1 月に振替制度を開始し、その後、順次既発債の移行を行う予定で

ある。

(3) 投資信託について

- ・ 振替制度の基本スキームの策定に向けて、引き続き、投信小委員会を中心に検討を続けているところである。
- ・ 投資信託の受益証券の無券面化においては、今年に入り、単に振替制度の検討のみならず、投資信託制度の全体を俯瞰し、制度全体のイメージを固める作業を実施している。具体的には、投資信託委託会社や受託銀行、販売会社からなる委員会4社の協力による論点整理が行われ、本年3月、「投信小委員会報告」を取りまとめ、4月には、日本証券業協会の協力により、東京、大阪、名古屋にて説明会を開催した。
- ・ 現在、検討作業は、この論点整理を踏まえ、新規記録、抹消手続き等の基本スキームが概ね固まりつつあり、細部の検討に入っている段階である。また、既に設定された投資信託受益権の振替制度への受入れに関する実務は、投資信託協会と連携し検討中である。

(4) 株券のペーパーレス

- ・ まず、新たな法律に基づいた業務がどのような形になるのか、関係各業態でイメージをしていただく中で、当社は何をなすべきかをイメージしていく。その作業を通じ、具体的な課題を洗い出し、論点を整理し、検討の道筋を定めていきたいと考えている。
- ・ 関係者が大筋を合意するのに要する期間、実務の詳細を検討する期間、システム開発やテストに要する期間を考えると、5年間という期間は、そう余裕があるものではない。
- ・ 低廉で使い勝手の良いインフラを構築するために、皆さまのお知恵を拝借したい。なお、併せて、制度の円滑な移行のためにも、ペーパーレス化への一斉移行までの間に、株券の保振機構への預託をできるだけ進めていただくこ

とが望ましく、そのための施策も併せ考える必要があると思っている。

○ 主な意見

- ・ お金をかけてすごく良いものを作ることは、多分、可能とは思いますが、果たして本当にフィージブルなのかどうかというところが一番気になるところである。有名な例ではイギリスのトラス計画というのがあって、関係者の意識がバラバラなままプロジェクトを進めていった結果、お金をかけて結局できなかったという大変な失敗例がある。こういった例も参考に非常に気を付けながら進めていく必要があると思うので、まず関係者の意識合わせを第1のステップとして進めていければよいというふうに思う。
- ・ 非常に前向きな話を多数伺い心強く思っているが、2点申し上げたい。1点目は株券不発行の件について、日本経団連の方でも発行会社の立場からどういうニーズがあるのかということとを昨年の秋から議論している。主要会社にもアンケート調査をしてそれなりに把握しているところであるが、先ほど保振から話があったようにコストとの見合いということもある。スケジュール観も合わせなければいけないというようなこともあるので、関係者の皆様と是非調整させていただきたいと思うので、よろしく願いしたい。2点目が一般債の件である。既発債のJ B ネットから保振への移行がスムーズに行くのかということについて、関係者はそういうことで努力されてきているとは思っているが、ここに来て不協和音のようなものも聞いており、そのコスト負担が利用者の方へ行くというような話も議論されそうな状況にあると聞いている。関係者の皆様方の努力に対し、そういった不協和音が起こらないように取り組んでいただくよう是非要望申し上げたい。

5. (株)日本国債清算機関における検討状況について

(株)日本国債清算機関は、現在、来年5月を目途とした国債店頭取引の清算業務の開業に向け、準備作業を進めてられている。同社の沖津社長から、現在の検討の進

捗状況及び今後の予定などについて報告が行われた。

報告概要

(1) 増資について

昨年10月17日に会社を設立し、本年4月から東京証券取引所7階に事務所を開設した。現在、出向者と共に開業準備作業を進めているところである。設立時には19社に出資いただき、資本金3億4,400万円であったが、このたび、既存の株主を含め33社からの追加出資をいただけることとなった。払込みは7月下旬の予定であるが、資本合計で約30億円、資本金16億7千万円となる予定である。

(2) 運営委員会の活動状況

システムに関する検討も一段落し、現在、諮問機関である運営委員会の下に、専門部会と特別委員会を設置し、開業に向け、より具体的な検討を進めている。専門部会においては、市場ルール等、参加者共通の課題について実務的な検討を行い、特別委員会では、当社業務に係る手数料などの重要課題についての検討を行うこととしている。

(3) 他インフラとの業務連携について

6月11日付で㈱日本証券クリアリング機構との間で「業務連携に関する基本合意書」を締結した。こちらは、当社における参加者に対するモニタリングに関する諸手続き、財務状況に関する定期的な届出の受付や当社の基準に沿った分析等の窓口を同社に一元化し、参加者の利便性を推進するとともに、当社の事務効率化に資するものである。

㈱証券保管振替機構には、当社の債務引受業務の前提となる国債の電子照合業務をお願いすることとなっているが、現在その契約内容について調整中である。

(4) 今後の予定

本年末から、(株)証券保管振替機構における国債照合に関する接続テストを皮切りに、来年4月にかけて、日本銀行、(株)証券保管振替機構や全参加者を含めた総合運転試験を行い、5月連休明けには稼働を予定している。

また、稼働までには、当局への免許申請作業や日本銀行との取引申請作業と、まだまだ課題が多いが、引き続き皆様の協力と指導を賜りたい。

同社の検討状況等については、証券決済制度改革推進センターのホームページ参照。

6. (株)日本証券クリアリング機構における現況について

(株)日本証券クリアリング機構における現在の状況及び今後の予定などについて、同社担当者から報告が行われた。

○ 報告概要

- ・ 一昨年1月に業務をスタートし、本年2月、それまでの現物商品に加え、東証の派生商品も新たに清算対象としてその範囲を拡大し、清算参加者の範囲も従来の証券会社に加えて金融機関にまで広がり、現時点での参加者数は約200社となっている。
- ・ 業務のサービスの向上に努める一方で、目的別に設立・稼働された他の清算機関に対して、お手伝いできることがあれば積極的に協力していきたいという基本スタンスを持っている。
- ・ (株)ほふりクリアリングとの関係であるが、同社の業務の運営には、当社を有効活用するということになり、(株)証券保管振替機構、同社と当社の三者で連携に関する基本合意を昨年末に締結し、基本的な協力関係を構築することで合意した。具体的には、本年5月の一般振替DVPのスタート時から、(株)ほふりクリアリングが、清算機関として参加者の財務内容などを確認するいわゆる参加者モニタリングに関して当社に業務委託を行い、同社と当社の共通の参加者のみならず、同社単独の参加者についても当社が両清算機関の共通の

窓口となって諸手続きを行うこととしている。

- ・ 次に、来年の稼働に向けた(株)日本国債清算機関（JGBCC）に対する協力について、先月末に JGBCC と当社の両者間で JGBCC 業務に対する当社の協力に関する基本合意を今月 11 日付で締結したところである。合意内容は、(株)ほふりクリアリングと同様、JGBCC の参加者に対するモニタリングについて、その手続きを当社に委託し、窓口を当社に一元化するというもので、JGBCC の業務開始時点から行う予定である。既に開始している一般振替 DVP との連携とあわせると、将来的には、(株)ほふりクリアリングと JGBCC と当社の共通の参加者にとっては、当社にだけ手続きを行っておけば 3 つの清算機関に行ったことになるという効率的なオペレーションが実現されることとなる。
- ・ このモニタリングだけでなく、さらに連携の可能性があるものについても検討していくことについても併せて合意しており、今後両者間の話し合いを進めていくこととなっている。

7. 「証券決済制度改革の推進に向けて」(報告書)のマイルストーンの修正について

一昨年 11 月、証券決済制度改革の実現に向けての全体像の明確化、検討課題の整理、改革のスケジュール(工程表)等について報告書を取りまとめたところであるが、本日、諸々報告を頂いた点を踏まえ、同報告書のマイルストーンについて、一部内容の更新を行うこととし(主な修正点:株券不発行法制の成立、一般振替 DVP の稼働、一般債に関する検討の進捗、JGBCC における検討の進捗等)、修正版については、今後調整を行った上で証券決済制度改革推進センターのホームページに掲載することとなった。

8. その他

事務局より、以下の点について説明を行った。

- (1) 株券不発行法制に関する説明会の開催及び Q & A 集

本年7月1日から16日にかけて、日本証券業協会の協会員を対象に、全国10会場において、株券不発行法制に関する説明会の開催を予定している旨、及び、「株券不発行制度への移行について」というQ & A集を作成した旨(同Q & A集については、証券決済制度改革推進センターのホームページを参照)。

なお、同Q & A集についてであるが、先ほど議題1の所で質問があった非居住者関係については、国内証券市場においてかなり大きいウエートを占めているので、英訳版の作成についても今後検討を進めたいと考えている旨。

(2)「やさしい証券決済制度改革」の作成について

証券決済制度改革推進センターでは、昨年11月から本年5月にかけて、金融ファクシミリ新聞に寄稿連載したものに加筆修正を行い、「やさしい証券決済制度改革」として取りまとめ、同センターのホームページに掲載した旨。

(3)証券決済制度改革推進フォーラムの開催

本年3月11日・12日に標記フォーラムを開催した旨(同フォーラムの内容については、証券決済制度改革推進センターのホームページを参照)。

以 上

お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター TEL. 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。